

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 三重県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則	教育総務課	1頁
告 示	○ 技能教育施設の指定について	高校教育課	15頁
	○ 三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示	教育財務課	15頁

規 則

三重県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年十二月二十五日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会規則第十号

三重県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則

(三重県教育委員会会議規則の一部改正)

第一条 三重県教育委員会会議規則(昭和三十年十月一日三重県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(提出) 第十四条 (略) 2 前項の文書には、概ね次の事項を記載するものとする。 一・二 (略) 三 請願者の住所氏名、団体の場合はその所在、名称および代表者氏名	(提出) 第十四条 (略) 2 前項の文書には、概ね次の事項を記載するものとする。 一・二 (略) 三 請願者の住所氏名、団体の場合はその所在、名称および代表者氏名(何れも目撃し、捺印するものとする。)

(三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則の一部改正)

第二条 三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則(平成十四年三重県教育委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式、第三号様式から第二十一号様式まで、第二十三号様式及び第二十七号様式の規定中「印」を削る。

(三重県教育財産規則の一部改正)

第三条 三重県教育財産規則(昭和四十二年三重県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「印」を削る。

様式第二号及び様式第四号中「印」を削る。

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第四条 教育職員免許状に関する規則(昭和四十六年三重県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第七号様式を次のように改める。

第7号様式（第9条関係）（規格A4）

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項に規定する次の者に該当しないことを宣誓いたします。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

名 前

年 月 日生

※日付、名前、生年月日は申請者が自署すること

(三重県高等学校等進学奨励金返還債務免除条例施行規則の一部改正)

第五条 三重県高等学校等進学奨励金返還債務免除条例施行規則(昭和五十七年三重県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別紙様式中「㊦」を削る。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第六条 学校教育法施行細則(昭和五十二年三重県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中「㊦」を削る。

(三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部改正)

第七条 三重県立高等学校通学区域に関する規則(昭和三十二年三重県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの規定中「㊦」を削る。

(三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部改正)

第八条 三重県立高等学校学則の基準に関する規則(昭和三十二年三重県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「㊦」を削る。

(三重県立特別支援学校学則の基準に関する規則の一部改正)

第九条 三重県立特別支援学校学則の基準に関する規則(昭和四十八年三重県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までの規定中「㊦」を削る。

(齋宮歴史博物館条例施行規則の一部改正)

第十条 齋宮歴史博物館条例施行規則(平成元年三重県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第六号様式中「㊦」を削る。

(三重県立図書館の管理等に関する規則の一部改正)

第十一条 三重県立図書館の管理等に関する規則(平成六年三重県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二号様式(その二)及び第二号様式(その三)中「㊦」を削る。

(三重県総合博物館条例施行規則の一部改正)

第十二条 三重県総合博物館条例施行規則(平成二十六年三重県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

三重県総合博物館特別利用申請書

三重県総合博物館長 宛て

申請者 住 所
団体名
代表者氏名
電 話

三重県総合博物館条例施行規則第4条の規定に基づき、下記の利用を申請いたします。

利 用 目 的	(1) 学術上の調査研究のための利用 (2) 教育活動のための利用 (3) 出版物等への掲載のための利用 (4) テレビ放送等への利用 (5) その他 ()			
内 容	(1) 熟覧(実測・拓本等) (2) 画像データの利用 (3) 複製・複写(模写) (4) 撮影 (5) 転載(転載元:) (6) その他 ()			
利 用 期 間 (発行予定日、放送予定日・時間)	【利用期間・発行予定日・放送予定日・時間】 年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :			
利 用 場 所 (出版物・放送等 では掲載紙・番組 名など)				
利 用 資 料	資料番号	資 料 名	数量	備考
担 当 者	電話			
備 考				

- 利用者は次の各号に定める事項を必ず遵守します。
 - (1) 善良なる管理者の注意をもって利用します。
 - (2) 施設、備品等の汚損、破損及び亡失防止に注意します。
 - (3) 利用後においては、現状に復し、博物館職員の点検を受けます。
 - (4) 利用時間を遵守します。
 - (5) 他の利用者の迷惑とならないように配慮します。
 - (6) 利用者は、申請事項以外の目的、内容に資料等を使用しません。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去します。
 - (7) その他、利用に際しては博物館職員の指示に従います。
- 故意または過失により、資料等もしくは施設等を汚損、破損または亡失したときは、その修理または補充に要する費用を負担いたします。
- 資料等の利用により実施した出版物、印刷物等については2部寄贈いたします。

第四号様式及び第六号様式中「印」を削る。
第七号様式を次のように改める。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

三重県総合博物館資料貸出許可申請書

三重県総合博物館長 宛て

申請者 住 所
団体名
代表者氏名
電 話

三重県総合博物館条例施行規則第9条の規定に基づき、下記について申請いたします。

利 用 目 的	(1) 学術上の調査研究のための利用 (2) 展示活動のための利用 (3) その他 ()			
内 容	(1) 熟覧(実測・拓本等) (2) 展示 (3) 複製・複写(模写) (4) 撮影 (5) その他 ()			
貸 出 期 間 (展示の場合は、展示期間)	【貸出期間】 年 月 日 () : ~ 年 月 日 () : 【展示期間】 年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :			
利 用 場 所 (保管・展示場所)				
貸 出 資 料	資料番号	資料名	数量	備考
取 扱 責 任 者	電話			
輸 送 方 法				
備 考				

- 利用者は次の各号に定める事項を必ず遵守します。
 - (1) 資料等について善良なる管理者の注意をもって利用します。
 - (2) 施設、備品等の汚損、破損及び亡失防止に注意します。
 - (3) 使用後においては、現状に復し、博物館職員の点検を受けます。
 - (4) 貸出期間を遵守します。
 - (5) 利用者は、申請事項以外の目的、内容に資料等を使用しません。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去します。
 - (6) その他、利用に際しては博物館職員の指示に従います。
- 故意または過失により、資料等もしくは施設等を汚損、破損または亡失したときは、その修理または補充に要する費用を負担いたします。
- 資料等の利用により作成した図録・報告書等の出版物、印刷物等については2部寄贈いたします。
- 展覧会等で利用する場合、展覧会開催要項、展示会場、保管場所、警備体制、消防計画、職員体制、公開承認施設資格の有無等の資料を添付いたします。

第九号様式中「印」を削る。

(三重県立学校体育施設の使用に関する規則の一部改正)

第十二条 三重県立学校体育施設の使用に関する規則(令和元年三重県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

(第1号様式)

体育施設使用(変更)許可申請書

年 月 日

三重県立 学校長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

〔 団体にあつては、住所、団体名、
代表者名、担当者名及び電話番号 〕

下記のとおり、体育施設の使用(変更)許可を受けたいので申請します。

記

使用施設			
使用目的			
使用日時			
照明設備 使用時間			
使用予定人数			
責任者 連絡	住 所		
	氏 名	電話番号	
備 考			

(三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部改正)

第十四条 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十六号）の1部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

奨学生申込書

いずれか該当するものに○を付けること		予約採用	通常採用	緊急採用
申込者 (本人)	ふりがな 名前	住所等		
	〒			
	電話（自宅）	—	—	
	（携帯）	—	—	
生年月日	在留資格（外国籍の方のみ）			
年 月 日生				
親権者 又は 後見人等 (保護者)	ふりがな 名前	住所等		
	〒			
	電話（自宅）	—	—	
	（携帯）	—	—	
生年月日	勤務先等	本人との関係	在留資格 (外国籍の方のみ)	
年 月 日生				
連帯保証人	ふりがな 名前	住所等		
	〒			
	電話（自宅）	—	—	
	（携帯）	—	—	
生年月日	勤務先等	本人との関係	在留資格 (外国籍の方のみ)	
年 月 日生				
在学する (入学希望の) 高等学校等	学校名	学科名	在学期間（見込）	
	国公立 私立	全日 定時 通信	年 月入学 年 月卒業	
奨学金の 貸与額 貸与期間	修学支度費(入学時のみ)	修学費		
	円 (貸与を受けないときは 0円と記入する)	月 額：	円	
		貸与期間：□上記「在学期間（見込）」と同じ 年 月から 年 月まで		
奨学金の 振込口座 (本人の口座)	金融機関名 (コード番号)	本店名 (コード番号)	種目	口座番号
	()	()	普通 貯蓄	()

世帯（家族） の状況	名前	続柄	勤務先 又は 通学先（学年）	特記事項
		本人		
				<input type="checkbox"/> 親権者
				<input type="checkbox"/> 親権者

※世帯員が別生計である場合は、特記事項欄に「別生計」と記載してください。
 ※世帯員が親権者である場合は、特記事項欄の□をチェックしてください。

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第6条の規定により奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

三重県教育委員会教育長 宛て

本人 名前

上記の者が負担する奨学金債務を連帯して保証します。（保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。）

保護者（連帯保証人） 名前

連帯保証人 名前

※ 名前欄は、それぞれ該当する人が自筆してください。

【個人情報の取扱】

ご記入いただきました個人情報及び提出書類は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、その他の目的では使用しません。また、三重県個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

第三号様式から第九号様式までに規定中の「㊦」を削る。
第十号様式及び第十一号様式を次のように改める。

第10号様式（第19条関係）

奨学金返還免除申込書				
年 月 日				
三重県教育委員会教育長 宛て				
三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第19条第1項の規定により、下記のとおり返還の免除を受けたいので、その事由を証明する書類を添えて申し込みます。				奨学生番号
在学(在学していた) 高校名、高専名				卒業・退学 (該当するものに○印、在学中の場合は記入不要)
				年 月
※ 奨学生 本人	カナ	(〒)		
	名前	住 所	電話(自宅) - -	
	生年月日		(携帯) - -	
貸 与 期 間		年 月 から 年 月 まで		
貸 与 金 額		円		
返 還 済 額		円		
返 還 未 済 額		円		
返 還 免 除 申 込 額		円		
申 込 理 由				
添 付 書 類 (証明書の他申込書が必要な場合があります)		<input type="checkbox"/> 本人の死亡を証明する書類 <input type="checkbox"/> 就業が困難であることを証明する医師の診断書		
奨学生本人が未成年者(20歳未満)又は奨学生本人が申込できない場合には、保護者、配偶者又は連帯保証人が下欄に自署。				
代理 申込者 欄	名前			本人との 続 柄
	住所	(〒)		

※ 奨学生本人が申込できない場合でも奨学生本人欄には奨学生の名前を記入し、代理申込者欄に代理申込する方が自署してください。

第11号様式（第19条関係）

診 断 書			
住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日
病 名		手術を受けた年月日	年 月 日
発病・受傷場所		発病・受傷年月日	年 月 日
発病又は受傷の原因			
現在までの経過（年月順に記入）			
現在の症状			
機能回復の可能性			
その他所見（就労の見込み等）			

心身の障害の程度(症状が固定し、若しくは回復の見込みのないもの)が判定できる場合は、番号に○を付けてください。〔複数番号選択可〕

障害の程度	番号	心身の障害の状態
1級	1	常時心神喪失の状況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
2級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の五つの指又は親指及び人差指をあわせて四つの指を失ったもの
	10	足の指の全部を失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの
備考	1	各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。
	2	視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常のものについては、矯正視力によって測定する。

上記のとおり診断します。

年 月 日

住所

医師 氏名

1 この診断書は、三重県高等学校等修学奨学金の返還免除の申込を行うために使用するものです。

2 診断書を厳封のうえ、患者様にお渡しください。

第十一号様式から第十三号様式の11までに規定中の「㊦」を削る。
第十三号様式の11を次のように改める。

第13号様式の3（第22条関係）

異 動 届 ③（住所・名前等変更）			
		年 月 日	
三重県教育委員会教育長 宛て		(奨学生・予約)番号	
次のとおり異動がありましたので届け出ます。			
在学(在学していた) 高校名・高専名 ※高校等入学前の予約採用 内定者は中学校名を記入		全日制 定時制 通信制	科 学 科 年 組 ※ 在学生のみ記入
		卒業(退学) 年月	卒 業 ・ 退 学 (該当するものに○印) 年 月
本人	名前	現在の通学 又は勤務先	
届出の 保護者 等	名前	※本人が未成年者(20歳未満)の場合には、届出の保護者等 が自署してください。	
※変更のあった項目のみ記入	本人	異 動 日	年 月 日
		フリガナ	
		名 前	(旧姓)
		住 所	(〒)
		電 話 (※1参照)	(自宅) (携帯)
	保護者(届出の保護者)	異 動 日	年 月 日
		フリガナ	
		名 前	(旧姓)
		住 所	(〒)
		勤 務 先	
	連帯保証人	異 動 日	年 月 日
		フリガナ	
		名 前	(旧姓)
		住 所	(〒)
		勤 務 先	
	電 話 (※1参照)	(自宅) (携帯)	

※1 所有していない電話がある場合は、その欄に「なし」と記入してください。
 ※2 変更の事実を証する書類(住民票、戸籍抄本等)を添付してください。住民票にはマイナンバーを表示しないでください。
 ※3 貸与中に本人が名前を変更した場合は、異動届④(振込口座変更依頼書)を提出してください。
 ※4 この様式では、保護者及び連帯保証人の変更はできません。

第十二号様式の四中の「㊟」及び「印」を削る。
第十二号様式の五中の「㊟」を削る。
第十四号様式を次のように改める。

第14号様式（第22条関係）

連帯保証人等変更申込書

変更事項 (いずれかに○)	保護者 ・ 連帯保証人			
変更理由				
変更後の 保護者 又は 変更後の 連帯保証人	ふ り が な 名 前	住 所 等		
	〒	電話 (自宅) - - (携帯) - -		
連帯保証人	生年月日	年 月 日生	在留資格 (外国籍の方のみ)	
	勤務先等		本人との関係	
<p>三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第22条第2項の規定により、保護者又は連帯保証人について、上記のとおり変更したいので同意願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三重県教育委員会教育長 宛て</p> <p style="text-align: center;">(奨学生・予約) 番号</p> <p style="text-align: center;">本 人 名 前</p> <p>上記の者が負担する三重県高等学校等修学奨学金債務を連帯して保証します。また、本人が既に提出している奨学金返還誓約書兼借用証書の誓約事項及び裏面の誓約事項についても同意します。</p> <p style="text-align: center;">変更後の保護者（連帯保証人） 名前</p> <p style="text-align: center;">変更後の連帯保証人 名前 実印</p>				

※ 裏面【記入にあたっての注意事項等】を参照してください。

【記入にあたっての注意事項等】

- ※ 名前欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。また、印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付できない場合があります。
- ※ 連帯保証人の変更の際は、実印を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。
- ※ 保護者の変更の際は、住民票を添付してください。ただし、本人が成人に達している場合又は保護者がいない場合は、「変更後の保護者」欄には、従前の「保護者」に代わり、奨学金債務を連帯して保証する方が署名及び実印を押印のうえ、印鑑登録証明書を添付してください。
- ※ 外国籍の方は、在留資格が記載された住民票を添付してください。
- ※ ご記入いただきました個人情報及び提出書類は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、その他の目的では使用しません。また、三重県個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

【誓約事項】

本人、保護者及び連帯保証人は、次の事項を誓約します。

- 1 保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。
- 2 三重県教育委員会が定める期間までに奨学金貸与継続届を提出します。奨学金貸与継続届を提出しない場合は、翌年度以降の奨学金の貸与が打ち切られても異議はありません。
- 3 貸与が打ち切られた場合は、当該打ち切り決定の日から1か月以内に奨学金返還計画変更申込書を提出します。当該申込書を提出しない場合は、3年以内の返還期間で、三重県教育委員会が定める方法で返還します。
- 4 連帯保証人の一人に対する履行の請求並びに連帯保証人の一人に生じた時効の完成猶予及び更新は、本人及び他の連帯保証人にもその効力が生じることを認めます。
- 5 期限までに返還がなされない場合は、三重県教育委員会の請求により期限の利益を喪失することを認め、未返還額を一括返還します。
- 6 滞納を生じさせた場合には、期限の翌日から起算して納付日までの遅延損害金を負担します。
- 7 この奨学金に関する訴訟については、三重県教育委員会の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。
- 8 奨学金の返還にあたり、滞納や連絡を取ることができない状況が続いたときは、三重県教育委員会が行う奨学金の貸与及び返還に関する業務に必要な範囲において、三重県教育委員会が次の調査を行うことに同意します。（※調査で取得した個人情報は当該業務以外では使用しません。）
 - (1) 住所地における居住の有無、転出入の状況、家賃等の滞納等に関する管理会社等への調査
 - (2) 勤務や給与支払の状況等に関する勤務先等への調査
 - (3) 住民税等の課税状況に関する調査
 - (4) 金融機関における取引状況に関する調査
 - (5) 保険の加入状況に関する調査

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則、三重県教育財産規則、教育職員免許状に関する規則、三重県高等学校等進学奨励金返還債務免除条例施行規則、学校教育法施行細則、三重県立高等学校通学区域に関する規則、三重県立高等学校学則の基準に関する規則、三重県立特別支援学校学則の基準に関する規則、高宮歴史博物館条例施行規則、三重県立図書館の管理等に関する規則、三重県総合博物館条例施行規則、三重県立学校体育施設の使用に関する規則及び三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（以下これらを「三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則等」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則等の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に改正前の三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則等に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

三重県教育委員会告示第33号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第32条の規定により申請があり、次のとおり技能教育施設を指定しましたので、同令第33条の3の規定により告示します。

令和2年12月25日

三重県教育委員会委員長 木 平 芳 定

- 1 指定技能教育施設の名称
向陽台総合学院
- 2 科目の名称
ビジネス基礎
- 3 連携開始年月日
令和3年4月1日

三重県教育委員会告示第34号

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和2年12月25日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示
三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱（平成15年教育委員会告示第21号）の一部を次のように改正する。
第5号様式を次のように改める。

第5号様式

誓約書兼納付計画書

年 月 日

三重県立 高等学校長 宛て

生徒

住所

氏名

生年月日 年 月 日生

保護者

住所

氏名

生年月日 年 月 日生

私達は、下記の債務を認め、納付計画にもとづいて、三重県が指定する方法により支払うことを誓約します。

なお、今後、下記の納付計画の期日から2回以上、納付が遅延した場合には、その時点の残金全額を直ちに支払います。

万一、残金全額の支払いができない場合には、法的措置を受けても異議ありません。

記

1 債務額（高等学校授業料） 金 円

2 納付計画

納付期限	納付金	計
年 月から 年 月末限り	円× 回払い	円
年 月から 年 月末限り	円× 回払い	円
合 計		円

※ 生徒本人が未成年の場合は、保護者欄への自署が必要です。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会